

### 3. 外国平均価格調整—3

<参考:現行のルール>

類似薬効比較方式(Ⅰ)、(Ⅱ)及び原価計算方式のいずれの場合も、外国価格との乖離が大きい場合には、調整を行う。

- 1) 外国平均価格 米、英、独、仏の価格の平均額
- 2) 調整対象要件
  - ・外国平均価格の1.5倍を上回る場合 → 引下げ調整
  - ・外国平均価格の0.75倍を下回る場合 → 引上げ調整
- 3) 調整方法
  - 1) 1.5倍を上回る場合
$$\left( \frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + 1 \right) \times \text{外国平均価格}$$
  - 2) 0.75倍を下回る場合
$$\left( \frac{1}{3} \times \frac{\text{算定値}}{\text{外国平均価格}} + \frac{1}{2} \right) \times \text{外国平均価格}$$